

平成 21 年 11 月 9 日

企業会計基準委員会 御中

東京電力株式会社
経理部連結決算グループ

「収益認識に関する論点の整理」に関するコメント

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 21 年 9 月 8 日に貴委員会より公表されました「収益認識に関する論点の整理」について、下記のとおり意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご検討戴きたく、お願い申し上げます。

敬具

記

【論点 2】収益の測定における不確定な対価について

IASB 及び FASB の DP では、対価が不確定な場合について明確に取り扱われておらず、DP 公表後の検討課題とされているが、DP 公表後の議論では、「対価の金額が信頼性をもって測定できない場合に限り、収益認識額を（収益として認識される金額を確実に回収できる金額に）制限する」ことが暫定的に合意されている（47 項）。

一方、現行 IAS18 号では、収益の額が信頼性をもって測定できることが収益認識の要件となっているが、現行モデルと提案モデルで対価が不確定な場合の収益認識について差異が生ずるのか、差異が生ずる場合はどのような取引に影響があるのかを明確にしていきたい。

見積りの使用について

対価の不確定性をどのように収益認識額の制限に反映させるのかという点について、IASB 及び FASB の DP における「見積りの使用」との関連を明確にしていきたい。

具体的には、見積りの使用について IASB 及び FASB の DP6.36 から 6.42 では、例えばソフトウェアや複数の提供物を有する取引において、未引渡項目の販売価格に関して客観的かつ信頼できる証拠がなくても、販売価格の比率に基づいて引渡済みの財やサービスについて収益認識することが示されている。しかし、未引渡項目の販売価格を信頼性をもって測定できない場合、販売価格の比率に基づいて配分される引渡済みの収益認識額についても信頼性をもって測定できない可能性が考えられる。

このような場合、対価の不確定性をどのように収益認識額の制限に反映するのかについては今後の検討課題となっているが、収益の額について信頼性をもって測定できることは収益認識における重要な要件であると考えられることから、見積りの使用は確実に回収できる金額等に制限されるべきであると考えられる。

【論点 4】収益認識の時期について

提案モデルにおいて、収益認識の時期は、「個々の財やサービスに対する支配が顧客に移転した時点」とされているが、何をもって支配の移転とみるかという支配の移転の解釈については必ずしも明確ではない。支配の移転という概念は抽象度が高く、解釈によって収益認識の時

期について異なる判断が生じる可能性がある。

顧客への支配の移転時期は、契約条件又は法律の運用等に基づいて判断する考え方が示されているが、財やサービスが顧客に移転されたことを、契約条件や法律の運用等に基づいてどのように判断するのかという懸念がある。

この点について、IASB 及び FASB の DP では支配の移転時期について顧客の検収等の影響を考慮することを例示しており、当該例示では支配の移転時期を契約条件に基づき、「客観的に立証できる」かどうかによって判断している。これは客観的な証拠が支配の移転時期を判断する要素であることを示していると考えられるが、検収の場合に限らず、客観的な立証可能性が支配の移転の時期を判断するひとつの要素であると考えられるのかを明確にしていきたい。

以 上